

教 員 各 位

福島大学研究倫理委員会

学類生・大学院生が行う卒業論文等執筆に伴う実験及び
調査研究等における倫理的配慮について（通知）

研究倫理委員会では、「福島大学におけるヒトを対象とする実験及び調査研究等に関する指針（平成18年1月17日制定）」に基づき、倫理審査を必要とする実験及び調査研究等について審査を行っていますが、学類生・大学院生（以下「学生」という。）が行う卒業論文、修士論文、博士論文執筆（以下「卒業論文等執筆」という。）に伴う教育を主目的として実施する実験及び調査研究等については、学生及び指導教員において、実施に際し、個人情報の取扱いを含む倫理的な配慮が十分になされているかを確認の上、指導教員が責任をもって指導し実施していただきますよう、改めてお願いいたします。

一方で、卒業論文等執筆に伴い実施する実験及び調査研究等の場合であっても、下記に該当する場合は対象者の人権保護の観点から、研究倫理委員会の審査対象となります。審査申請を行う場合は、指導教員を研究実施責任者、学生を研究分担者として研究倫理審査申請書等を作成し、当該学生には、研究倫理教育（e-learning）を受講させてください。

判断に迷う場合は、研究・地域連携課 研究支援係へご相談ください。

記

ヒトを対象とする実験及び調査研究等で以下のいずれかに当てはまるもの

- (1) 不可避的な侵襲（穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、研究対象者の身体や精神に障害または負担が生じること）があるもの
- (2) 日常生活で起こり得る範囲を超える不快感や困惑、または精神・心理的な負荷や危害などを及ぼす可能性があるもの（例：質問紙調査において、いじめられた経験があるか、死にたいと思ったことがあるかを問うなど）
- (3) 要配慮個人情報（センシティブ情報：人種や病歴、経歴など本人に対する不当な差別、偏見などの不利益が生じないように、取扱いに特に配慮を要する記述が含まれる個人情報）を取扱う可能性があるもの（実施中の目的範囲外の偶発的所見の可能性を含む）¹
- (4) 実験結果や調査結果を学会発表や論文投稿等で対外的に公表するにあたり倫理審査を必要とするもの
- (5) 学外機関より研究倫理委員会で承認を受けることを要請されているもの
- (6) その他、指導教員が、実施に際し倫理審査を必要と判断したもの

¹「要配慮個人情報」については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」をご確認ください。参考情報として該当箇所（抜粋）を別添に掲載しております。

【事務担当】

研究・地域連携課 研究支援係
（内線）2532